

平成18年12月26日

障害保健福祉関係主管課長会議資料(資料2関係)の訂正について

平成18年12月28日

平素大変お世話になっております。

先日開催いたしました標記会議の配付資料(資料2関係)について、下記の通り訂正することといたしましたので、別添資料に差し替え願います。お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

修正箇所は以下の通りです。

記

資料2 - 1について

・ 1ページ下の(注)中、2行目後半部分を、以下の通り訂正する。

(誤) 平成19年7月以後は、所得割の額は20万円となる。

(正) 平成19年7月以後は、所得割の額は16万円となる。

・ 5ページ中段中、3行目後半部分を、以下の通り訂正する。

(誤) 「所得割20万円未満」に変更することが必要となる。

(正) 「所得割16万円未満」に変更することが必要となる。

・ 5ページ中段の(参考)を以下の通り訂正する。

(誤)

(参考) 収入額に応じた住民税所得割額の税制改正の影響(粗い試算)

収入額	所得割額(平成18年度)	所得割額(平成19年度)
350万円	約2万円	約4万円
450万円	約5万円	約11万円
600万円	約10万円	約20万円

(正)

(参考) 収入額に応じた市町村民税所得割額の税制改正の影響(粗い試算)

収入額	所得割額(平成18年度)	所得割額(平成19年度)
約350万円	約2万円	約4万円
約450万円	約4万円	約8万円
約600万円	約10万円	約16万円

資料2 - 2について

・1ページ下の表中、下から2段目実施主体のH18年度の欄について、以下の通り訂正する。

(誤) 市町村(補助事業) (正) 都道府県等(補助事業)

・同表中、下から2段目実施主体のH19年度の欄について、以下の通り訂正する。

(誤) 市町村(給付費) (正) 都道府県等(給付費)

・1ページ下の(注)中、後半部分を、以下の通り訂正する。

(誤) 平成19年7月以後は、所得割の額は20万円となる。

(正) 平成19年7月以後は、所得割の額は16万円となる。

以上

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 企画法令係 TEL : 03-5253-1111 (内線 3149、3043) FAX : 03-3591-8914
--